

税のはなし

今月の
 ◎休日納税相談日 3月16日(日) 午前9時～午後5時
 ◎夜間納税相談日 3月17日(月) 午後5時30分～午後8時
 お気軽にご相談ください

3月は皆さんに身近な税金の申告や納税の期限となっています。多くの税金は「申告主義」を採用しているため、申告や納税を忘れてしまうと、税金の計算を行う際に有利な控除が適用されずに税金が高くなってしまったり、後で高額な延滞金や不申告加算金を納めなくてはいけなくなったりすることがあります。そんな状況にならないためにも、事前に税の仕組みを十分に理解し余裕を持って準備を行い、正しく申告していただくことが何より大切です。

所得 税

- ◇申告期限：平成26年3月17日(月)
- ◇納付期限：平成26年3月17日(月)
※口座からの振替納税の選択をされている方は平成26年4月22日(火)が振替日です。
- ◇申告の必要がある主なケース
 - ①事業(商・農業等)を営む方
 - ②不動産収入のあった方
 - ③土地や建物を売った方
 - ④給与と所得者で年末調整を受けなかった方
 - ⑤2カ所以上から給与を受けている方
※年末調整でそれらの金額を合算の上調整を受けられた方を除きます。
 - ⑥公的年金とその他の所得のある方
※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、住民税の申告が必要な場合があります
 - ⑦給与や退職所得以外の所得(講師謝礼や原稿料、生命保険の一時金など)があり、その合計が20万円を超えた方
 - ⑧医療費控除や住宅借入金等特別控除などを申告して所得税の還付を受ける方
- ◇申告準備の際のアドバイス
 - ・配偶者控除及び扶養控除は、住民票上同一世帯であるだけでは自然と適用されるものではありません。確定申告や年末調整、年金を受給する際に届出がされていることが必要です。
 - ・去年まで送られてきた税務署からの申告書が今年は届いていない場合、「申告の必要がないので送られてこなかった」とは限りません。税務署または役場で確認されることをお勧めします。



消費 税 (及び地方消費税)

- ◇申告期限：平成26年3月31日(月)
- ◇納付期限：平成26年3月31日(月)
※口座からの振替納税の選択をされている方は平成26年4月24日(木)が振替日です。
- ◇申告の必要がある主なケース
 - ①事業(商・農業等)を営む方で、基準期間(平成23年分)の課税売上高が1,000万円を超える方
 - ②事業(商・農業等)を営む方で、基準期間(平成23年分)の課税売上高が1,000万円以下で「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
 - ③特定期間(平成24年1月1日から6月30日まで)の課税売上高が1,000万円を超える方
※課税売上高に代えて、給与等支払額の合計により判定する場合は1,000万円以下であれば免税事業者となります。
- ◇申告準備の際のアドバイス
 - ・消費税の納付税額は、「課税売上げに係る消費税額-課税仕入れに係る消費税額」で算出しますので、多額な設備投資などを行った場合は逆に還付を受けることもあり得ます。課税事業者の選択や簡易課税の取り下げなど、状況に応じ届出の変更を行うことも有効かもしれません。

町民税・道民税 (住民税)

- ◇申告期限：平成26年3月17日(月)
- ◇納付期限：《第1期》平成26年6月30日(月) 《第2期》平成26年9月1日(月)
(普通徴収) 《第3期》平成26年10月31日(金) 《第4期》平成26年12月22日(月)
- ◇申告の必要がある主なケース
 - ①賃金等の支払いを受けたのに支払者から源泉徴収票を受け取っていない方
 - ②給与や退職所得以外の所得があり、その合計が20万円を超えない方
 - ③給与と所得者で年末調整を受けていない方や公的年金などの所得だけの方で、社会保険料控除、生命保険料控除や配偶者および扶養控除などを受けようとする方
 - ④収入がまったくない(専業主婦・障害年金受給者など)方
- ◇申告準備の際のアドバイス
 - ・所得税の確定申告を行った方は、同時に住民税申告をしたことになります。
 - ・住民税は所得税より各種控除額が低く設定されているものが多く、所得税は非課税でも住民税は課税となる場合がありますので、申告が必要かどうかの判断に迷われたときは申告されることをお勧めします。
 - ・上記④に該当する方で住民税申告書を提出されない方は「未申告者」となり、所得による判定が必要な申請等の際に不利になる場合があります。所得が無くても住民税申告を行ってください。

＜問い合わせ先＞ 役場税務課 ☎42-2111 内線34～36

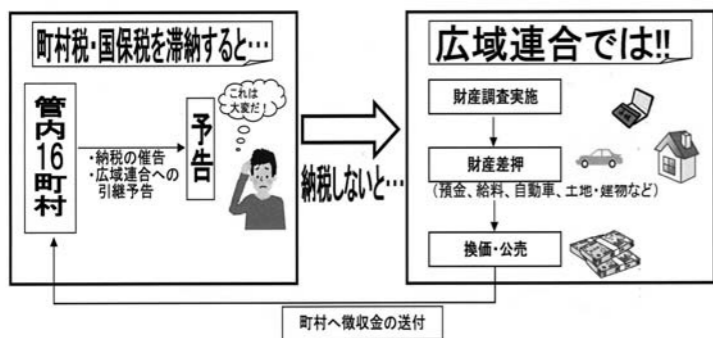


3月の小樽年金事務所 出張相談日

- 開設日時
3月20日(木)
午前10時30分～午後3時30分
 - 開設場所
後志労働福祉センター
(倶知安町南1条東1丁目)
 - 予約申込受付
小樽年金事務所お客様相談室
☎0134-655002
午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日を除く)
- ・ご予約を受付の際には、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容について確認させていただきます。

許しません！滞納

町村税(町村民税、固定資産税及び軽自動車税)や国民健康保険税は、関係町村にとって貴重な自主財源です。財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねないため、高額長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、後志広域連合に引き継がれ、財産差押等の厳しい滞納処分を実施されることとなります。



町長室から (第136号)

先月号で、冬季オリンピックのことを書かせていただきましたが、4年に1度のオリンピックが、今月も書かせていただきます。私は、女子ジャンプ高梨選手の金メダル獲得を確信していたので、とても残念に思いましたが、その何倍も本人は、悔しい思いをしているはず。インタビューでは、追い風のせいにする訳もなく、次の目標についてしっかりと答えていました。まだ17歳、今後の活躍を大いに期待したいと思います。

男子フィギュアスケートの羽生選手、金メダルおめでとうございます。一番勢いのある時に、大会がぶつかったのかもしれない。自分が失敗してもライバルも失敗、運も実力のうちです。ケガさえしなければ、世界でも羽生時代が当分続きそうな気がします。

41歳の葛西選手の活躍には、驚きの一言です。ジャンプラージヒル個人での銀メダル獲得。これまで、金メダルといい続けていましたが、今回メダル獲得は、難しいとは思っていましたが、いぶし銀には感動いたしました。そして、ラージヒル団体戦での銅メダル、ジャンプ日本選手団おめでとう。

山崎 一雄

どうぞいます。ノルディック複合個人ノーマルヒルで渡部選手が銀メダル、立派の一言です。個人ラージヒルで金メダルを期待していましたが、転倒は残念でした。団体戦は、厳しい戦いとなりそうですが、エースの意地をみせてくれると思います。

スノーボード男子ハーフパイプは、15歳の平野選手が銀メダル、17歳の平岡選手が銅メダルと、輝いている10代。次のオリンピックも期待できそうです。

女子フィギュアスケートでメダル獲得。それも、一番輝いているメダルで。スノーボードアルペンの竹内選手が大活躍。

この原稿の締め切りが、2月19日となっているため、19日の午前中に書いたものです。皆さんが目にするときには、内容がとんちんかんかな点もあるかもしれませんが、私の希望ですのでお許し下さい。

日も長くなり、少しづつ春の気配を感じています。皆さんインフルエンザにかからぬよう、手洗いやうがい励行しましょう。特に、受験生はとて大事な時期です。栄養、睡眠もしっかり取ってください。